

宮津市宿泊税検討委員会

第 4 回検討委員会資料

令和 7 年10月17日（金）

第3回会議の振り返り

第3回会議の振り返り ～ 委員会でいただいた主なご意見 ～

1. 実施すべき観光事業・必要となる財源規模について

- ①泊まれた方も満足して帰っていただき、また来たいなって思っていていただくような観光施策を打ち出していくことが必要である。
- ②施策実施に当たっては、財源ありきで考えるのではなく、本当に必要なものに必要な処置をするということが大事である。
- ③天橋立や街なみ景観の保全是宮津ならではの取組であり、他の地域と比べて選ばれるためには非常に重要な取組である。
- ④砂浜バーなどの素敵な取組が知られていないことは非常にもったいないので、伝えていくことも重要である。

2. 宿泊税を導入する場合の課税要件等について

- ⑤この地域を世界に認められるような観光地にするため、来られる全てのお客様から応援という意味での費用をいただいて、それを活用して、循環させていくべきである。
- ⑥宿泊料金は日によって変わるので、現場サイドで考えると一律定額制がよい。
- ⑦1人1泊200円程度なら宿泊者の負担にはならないのではないか。
- ⑧観光振興のため必要となる費用によっては、宿泊料金の区分に応じて税額を設定することもあり得る。
- ⑨結論を出す前に、宿泊事業者に丁寧に説明をするべきである。
- ⑩宿泊税の導入に当たっては、システム変更などの経費に支援をすべきである。
- ⑪宿泊税を活用した事業であるということが、納税者にも伝わるように取り組んでいかれるのがよい。
- ⑫宿泊者の方、納められる方に、明確にその根拠を説明できる制度でないといけない。

3. 入湯税の活用について

- ⑬老朽化する泉源維持への対応として、入湯税を充てるべきである。

4. まとめ

- ⑭次回は答申（案）について議論する。

第3回会議の振り返り ～ 前回の会議のまとめ ～

1. 実施すべき観光事業・必要となる財源規模

- **宿泊滞在型観光への転換促進を図る施策の充実**に加え、広義の観光振興施策として、**観光道路の美装化など景観を含めたまちの魅力向上を図る観光インフラの需要**を追加した財源規模に改める。
- 「**実施すべき観光事業**」の総額は約3億7千万円であり、これから既存事業の財源である国府支出金や一般財源、入湯税(観光振興7割分)を差し引くと「**必要となる財源規模**」は約2億円となる⇒第3回資料11頁

2. 宿泊税を導入する場合の課税要件等

- 課税客体 : 宮津市に所在する宿泊施設(民泊施設含む。)への宿泊行為
- 納税義務者 : 宿泊施設への宿泊者
- 課税標準 : 宿泊施設への宿泊数
- 徴収方法 : 特別徴収
- 特別徴収義務者 : 宿泊事業者等
- 申告期限 : 毎月期日までに前月の初日から末日までの間の分を申告・納入する
※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付が可能
- 税率 : 一律定額制 1人1泊につき**200円**
- 免税点 : **(A案) 5,000円 (B案) 設けない**
- 課税免除 : 独自の課税免除措置は行わない
- 課税期間(見直し期間) : 条例施行後3年、その後は5年ごとに見直す
- 入湯税税率 : 入湯税税率の改正は行わない ⇒第3回資料13頁から19頁

3. 特別徴収義務者への支援等

- 特別徴収義務者の事務負担を考慮し、特別徴収交付金制度を導入し、導入初期における支援として、交付金の上乗せ若しくはシステム改修費への支援を行うことが望ましい。⇒第3回資料32頁

第4回宮津市宿泊税検討委員会

【議題】

1. 宿泊事業者説明会の開催結果について
2. 今後の進め方について
3. その他

1. 宿泊事業者説明会の開催結果について

1. 宿泊事業者説明会の開催結果について

宿泊税に係る宿泊事業者説明会の概要

- 日 時：令和7年9月29日（月）13時から15時27分まで
- 場 所：みやづ歴史の館大会議室
- 参加者：宿泊事業者 37事業者 46名
- 当日の主な意見は、別紙資料3 - 2（9/29宿泊税に係る宿泊事業者説明会 主な意見（項目別））のとおり

1. 宿泊事業者説明会の開催結果について ～ 主なご意見 ～

1. 実施すべき観光事業・必要となる財源規模について

- ①天橋立及びその周辺のための取組みばかりになり、それ以外の地域に恩恵がないのではないか。
- ②何のために宿泊税を導入するのか具体性が見えない。
- ③持続可能な観光地づくりを進めるうえでは、取組みやその財源に計画性を持つ必要がある。

2. 負担のあり方について

- ④宿泊施設だけでなく、飲食、土産物、駐車場なども徴収できるものとし、オール宮津で取り組むべきである。
- ⑤入湯税と宿泊税の併用はどうかと思う。宿泊税が一定の額を確保できるのなら、入湯税をやめ、宿泊税1本でいいのでは。
- ⑥連泊のお客様から宿泊税を取るのは困難である。
- ⑦宿泊税の導入は、本市の観光入込に影響を及ぼすのではないか。宿泊客が減少する懸念がある。
- ⑧税として徴収するのではなく、観光協力金としていただくのがいいのではないか。

3. 宿泊税を導入する場合の課税要件等について

- ⑨決済はキャッシュレスが多いので、特別徴収交付金については、宿泊事業者が損をしない仕組みを考えてほしい。
- ⑩ビジネス利用の宿泊者からも、観光振興のための税を徴収するのは理解しがたい。
- ⑪宿泊税とした場合の申告、納入について、理解しやすい説明書を作成されたい。
- ⑫1人1泊200円は理解しがたい。
- ⑬宿泊事業者の事務負担をできるだけ軽減される仕組みとされたい。

4. 検討の進め方について

- ⑭この説明会で初めて宿泊税のことを知ったので、もっと早くから説明していただきたかった。
- ⑮このような説明会を今後も開催されたい。
- ⑯早期導入するのではなく、もっと慎重に議論を進められたい。